

中京大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

検証結果

貴大学法科大学院から提出された検討結果報告書等を検証した結果、貴大学法科大学院が実施していた過度な司法試験対策に対する検討状況について、適切な取組みがなされたものと判断する。

よって、次年度以降については、検討結果報告書等の提出を要請しないこととする。

総 評

(1) 検討結果報告書等の提出要請の趣旨

本協会は、2008(平成20)年度の本協会法科大学院認証評価結果に際し、貴大学法科大学院に対し、「過度な司法試験対策の実施」に関連して、貴大学法科大学院で実施されていたチューター講座をはじめとする各種の「教育支援事業」については、その実施自体の中止、あるいは実施する場合でも現在実施の内容や規模を改善することを求めるとともに、貴大学法科大学院における改善に向けた検討結果報告書を2013(平成25)年度まで毎年提出するよう要請した。

(2) 2009(平成21)年度に提出された資料

前記の判断を受けて、貴大学法科大学院より、2009(平成21)年10月末までに、以下の資料が提出された。

2009(平成21)年度提出された資料は、「検討結果報告書」、添付資料として、資料1「平成20年(2008年)度第10回法曹養成研究所運営委員会議事録」、資料2「チュータ講座改革(案)」、資料3「平成20年度第13回法務研究科教授会議事録」、資料4「平成20年度第15回教授会FD委員報告」、資料5「平成20年度第15回法務研究科教授会議事録」、資料6「2009年度第4回法務研究科教授会議事録」「到達度テスト作成および実施の方針」であった。

(3) 2009(平成21)年度の本協会法科大学院認証評価委員会の判断

本協会法科大学院認証評価委員会は、上記資料を慎重に検証した結果、貴大学法科大学院が示した過度な司法試験対策の実施に対する検討状況には、一定の取組みが認められた。第1に、「チューター講座」については、「検討結果報告書」、資料1「平成20年(2008年)度第10回法曹養成研究所運営委員会議事録」、資料2「チュータ講座改革(案)」によると、2009(平成21)年度、廃止したと報告されている。第2に、「実力テスト」については、「検討結果報告書」、資料3「平成20年度第13回法務研究科教授会議事録」、資

料4「平成20年度第15回教授会FD委員報告」、資料5「平成20年度第15回法務研究科教授会議事録」、資料6「2009年度第4回法務研究科教授会議事録」「到達度テスト作成および実施の方針」によると、2008（平成20）年度で中止し、2009（平成21）年度にFD委員会の管轄の下「到達度判定テスト」を実施することになったと報告されている。

しかしながら、上記の「実力テスト」および「到達度判定テスト」について、検証を行うために十分な資料が提出されなかったため、十分な取組みがなされているとまではいえないと判断し、引き続き、検討結果報告書等の提出を要請した。

（4）2010（平成22）年度に提出された資料

前記の判断を受けて、貴大学法科大学院より、2010（平成22）年10月末までに、以下の資料が提出された。

2010（平成22）年度提出された資料は、「認証評価結果付記事項に関する検討結果報告書」「中京大学法科大学院 2010年度春学期 シラバス 1年次」「平成22年度秋学期 1年次到達度判定テスト【憲法10問】問題」「平成22年度秋学期 1年次到達度判定テスト【民法】」「平成22年度秋学期 1年次到達度判定テスト【刑法】」「中京大学法科大学院 2010年度春学期 シラバス 2年次」「行政法 到達度判定テスト（2年生用）」「平成22年度 秋学期到達度判定テスト 2年次対象 商法【問題】全20問 解答時間40分」「2010年度 民事訴訟法 到達度判定テスト（2年生用）」「2学年秋学期 到達度判定テスト 刑事訴訟法」である。

（5）本協会法科大学院認証評価委員会による検証内容

本年度においても、昨年度に引き続き、上記資料に基づき慎重に検証を行った。

本年度提出された「認証評価結果付記事項に関する検討結果報告書」によれば、「実力テスト」および「到達度判定テスト」に関する現状は以下のとおりである。

まず、「実力テスト」については、認証評価結果において、法曹養成研究所による「教育支援事業」として中止あるいは改善を求められたため、2008（平成20）年度中に中止されたとされる。

また、「到達度判定テスト」については、FD活動の一環として、当該学年全体としての学習の到達状況を把握し、学年ごとに適切と考えられる授業の質の向上に役立てるものとして、2009（平成21）年度から実施され、2010（平成22）年度においても、春学期のガイダンスおよび秋学期のガイダンスの時期に、各学年で実施されたとされる。

以上のような対応を取った理由については、以下のような検討に基づくものとされる。

貴大学法科大学院においては、「実力テスト」が司法試験受験対策と指摘された原因について、これが司法試験の受験指導に値するものではないという認識の下、短答式の問題の利用によって、司法試験の受験指導としての答練にあたるのではないかという疑義を生ぜしめたこと、「実力テスト」の「ねらい」が判然とせず、「司法試験の対策の勉強をきちんと進めていますか」という判定に用いられているのではないかという誤解を招いたことを挙げている。

そこで、2009(平成21)年度より、「実力テスト」を廃止し、「到達度判定テスト」を「当該学年全体としての学習の到達度を把握し、学年ごとに適切と考えられる授業の質の向上に役立つもの」と位置づけ、こうした目的に即した出題形式および実施時期としているとされる。

すなわち、「到達度判定テスト」の出題形式については、短答式とし、その理由として、各学期の学習成果は、各学期の成績評価判定により、科目ごとに行われるが、科目によって、定期試験の出題形式は異なり、論文式の問題のみの試験を実施する科目については、当該科目の全体的な学習ができていないか否かを判定することが困難な場合もあり、学期ごとに各学年で、その全体としての学習の成果を把握し、授業との関連でその到達度を確認することが重要であるという考えが示されている。

また、実施時期については、各学期の授業が、それまでの学習の成果を前提に行うものであり、定期試験後の夏期休業および春期休業期間中に行われた復習の成果も含めた判断を行うことが望ましいという考えに基づき、春学期のガイダンスおよび秋学期のガイダンスの期間であるとされる。

(6) 本協会法科大学院認証評価委員会の検証結果

本協会法科大学院認証評価委員会は、「到達度判定テスト」の出題形式および実施時期に合理性が認められ、かつ、各科目のシラバスとそれに対応する「到達度判定テスト」の内容との間に整合性が認められることから、「到達度判定テスト」が過度な司法試験受験対策に該当する指導にあたらぬものであり、他方、チューター講座については、2009(平成21)年度に廃止されていることから、適切な取組みがなされているものと判断する。よって、現在の「到達度判定テスト」の位置づけを踏まえた出題形式・内容および実施時期を堅持することで、今後も適切な状況が維持されるものと認められるため、次年度以降については、検討結果報告書等の提出を要請しないこととする。